

鳥取県告示第527号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成21年8月18日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人ふなおか福祉会	八頭郡八頭町船岡殿163	船岡作業所	八頭郡八頭町船岡殿163	就労継続支援B型	平成21年4月1日
特定非営利活動法人気多の櫂	鳥取市気高町宝木1562-130	さくら工房	鳥取市気高町浜村780-2	〃	〃
社会福祉法人鳥取県厚生事業団	鳥取市伏野2259-43	すずかけ	鳥取市鹿野町鹿野1820-1	〃	〃
特定非営利活動法人十人十色	鳥取市用瀬町安蔵991	789作業所	鳥取市用瀬町安蔵1049	生活介護	〃
〃	〃	〃	〃	就労継続支援B型	〃
特定非営利活動法人岩美かたつむり工房	岩美郡岩美町新井269	岩美かたつむり工房	岩美郡岩美町新井269	〃	〃
NPO法人夢ハウス	鳥取市南吉方一丁目2-2	NPO法人夢ハウス	鳥取市南吉方一丁目2-2	〃	平成21年4月13日
特定非営利活動法人たんぽぽ	八頭郡八頭町井古35	たんぽぽ	八頭郡八頭町井古35	生活介護	平成21年4月20日
〃	〃	〃	〃	児童デイサービス	〃
〃	〃	〃	〃	就労継続支援B型	〃